

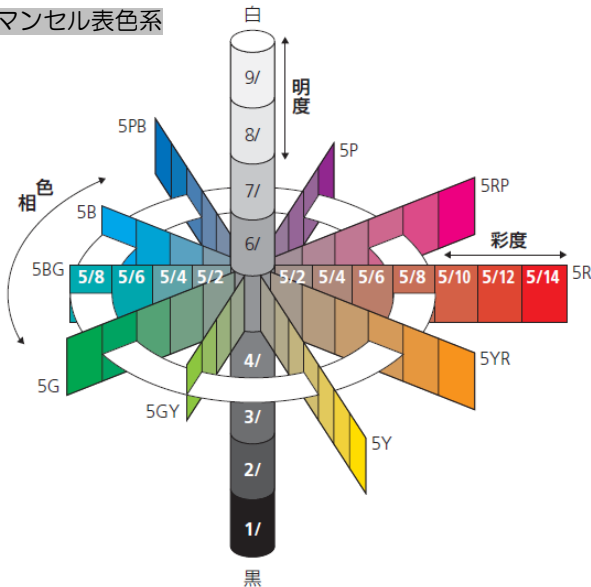
景観づくりの基準（色彩基準）について

● 色彩の表現（尺度）

JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度であるマンセル値を採用します。

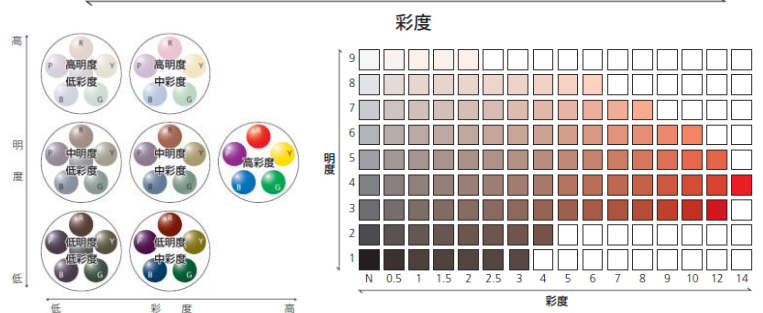
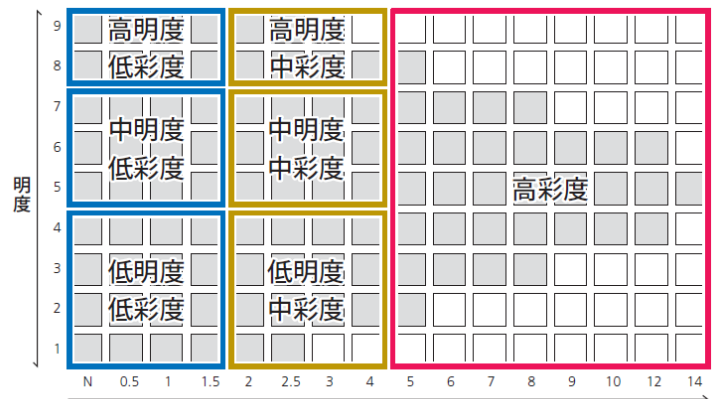


マンセル表色系



● 色彩の分類

色彩を、彩度、明度によって7つのトーンに分け、色相毎に禁止色、推奨色を定めます。



● 景観特性ごとの「禁止色」と「推奨色」

- ・ 禁止色…町並みの基調となっている色彩との対比が強く、周辺環境に与える影響が大きい色彩
- ・ 推奨色…地域の基調となっている自然景観や町並み景観と違和感が少なく、現況の秩序を保つことが可能な色彩

○ 海岸



海越しの立山連峰を望む海岸周辺で、開放的な海との調和が求められる。

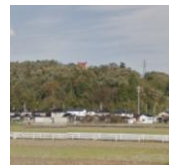
【推奨色】

高明度・低彩度
中明度・低彩度

【禁止色】

高彩度
中明度・中彩度
低明度・中彩度

○ 山地・丘陵地



豊かな自然の緑を生かし、緑の中に溶け込むような景観づくりが求められる。

【推奨色】

高明度・低彩度
中明度・低彩度

【禁止色】

高彩度
高明度・中彩度
中明度・中彩度

○ 田園・集落地



集落や田園等が広がり、緑や開放的な空などとの調和が求められる。

【推奨色】

高明度・低彩度
中明度・低彩度

【禁止色】

中明度・中彩度
高彩度
高明度・中彩度

○ 商業地



多くの人が集まる町の顔ともいえる場所。適度な賑わいも求められる。

【推奨色】

高明度・低彩度
中明度・低彩度
中明度・中彩度

【禁止色】

高彩度

○ 住宅地



住宅地であり隣接する建築物の連続性や落ち着いた景観づくりが求められる。

【推奨色】

高明度・低彩度
中明度・低彩度

【禁止色】

高彩度
高明度・中彩度
中明度・中彩度

○ 工業地・港湾



工場などのスケールの大きな建物が立ち並び、明るく親しみやすい景観が求められる。

【推奨色】

高明度・低彩度
中明度・低彩度

【禁止色】

高彩度
低明度・中彩度
低明度・低彩度

○ 歴史的景観



木材や和瓦など、伝統的な建築材料の落ち着いた色彩を生かした景観づくりが求められる。

【推奨色】

高明度・低彩度
中明度・低彩度
低明度・低彩度

【禁止色】

高彩度
高明度・中彩度
中明度・中彩度
低明度・中彩度

● 禁止色（基準）

地域の 景観特性	マンセル値		
	色相	明度	彩度
山地・ 丘陵地	0R～4.9R	5.0～10	2.1～4.0
		0～10	4.1～
	5R～YR～5Y	5.0～10	3.1～6.0
		0～10	6.1～
	5.1Y～10Y	5.0～10	2.1～4.0
		0～10	4.1～
海岸	0R～4.9R	5.0～10	1.1～2.0
		0～10	2.1～
	5R～YR～5Y	0～7.9	2.1～4.0
		0～10	4.1～
	5.1Y～10Y	0～7.9	3.1～6.0
		0～10	6.1～
田園・ 集落地	0R～4.9R	0～7.9	2.1～4.0
		0～10	4.1～
	5R～YR～5Y	0～7.9	3.1～6.0
		0～10	6.1～
	5.1Y～10Y	0～7.9	2.1～4.0
		0～10	4.1～
商業地	0R～4.9R	0～7.9	1.1～2.0
		0～10	2.1～
	5R～YR～5Y	8.0～10	2.1～4.0
		0～10	4.1～
	5.1Y～10Y	8.0～10	3.1～6.0
		0～10	6.1～
住宅地	0R～4.9R	8.0～10	2.1～4.0
		0～10	4.1～
	5R～YR～5Y	8.0～10	3.1～6.0
		0～10	6.1～
	5.1Y～10Y	8.0～10	2.1～4.0
		0～10	4.1～
工業地・ 港湾	0R～4.9R	8.0～10	1.1～2.0
		0～10	2.1～
	5R～YR～5Y	8.0～10	2.1～4.0
		0～10	4.1～
	5.1Y～10Y	8.0～10	1.1～2.0
		0～10	2.1～
歴史的 景観	0R～4.9R	8.0～10	2.1～
		0～10	4.1～
	5R～YR～5Y	8.0～10	3.1～6.0
		0～10	6.1～
	5.1Y～10Y	8.0～10	2.1～4.0
		0～10	4.1～

● 推奨色

地域の 景観特性	マンセル値		
	色相	明度	彩度
山地・ 丘陵地	5R～5Y	6.0～9.0	0.5～3.0
海岸	0R～4.9R	7.0～8.0	0.5～1.0
	5R～5Y	7.0～9.0	0.5～2.0
	5.1Y～10Y	7.0～8.0	0.5～1.0
	その他	7.0～8.0	0.5～1.0
	N	7.0～9.5	—
田園・ 集落地	5R～5Y	5.0～9.0	0.5～3.0
商業地	0R～4.9R	5.0～7.9	3.1～4.0
		7.0～8.0	0.5～1.0
	5R～5Y	6.0～8.5	1.0～3.0
		6.0～7.9	3.1～4.0
	5.1Y～10Y	7.0～8.0	0.5～1.0
		7.0～8.0	0.5～1.0
住宅地	N	7.0～9.5	—
	5R～5Y	6.0～9.0	0.5～3.0
	N	7.0～9.0	—
工業地・ 港湾	0R～4.9R	7.0～9.0	0.5～1.0
	5R～5Y	7.0～9.0	0.5～2.0
	5.1Y～10Y	7.0～9.0	0.5～1.0
	その他	7.0～9.0	0.5～1.0
	N	7.0～9.0	—
歴史的 景観	5R～5Y	3.0～9.0	0.5～3.0
	N	9.0～9.5	—

● その他（注意事項）

- 「禁止色」は、原則、使用を禁止します。
- 広告物や壁面において、一部、アクセントとして「禁止色」を使用するにあたり、使用する部位や面積等によって、景観上支障がないと判断される場合は、この限りではありません。
- 「禁止色」を使用される場合でも、各1壁面当り面積の2割までを上限とし、周辺の景観と調和するか等、総合的に判断します。
- 「禁止色」以外の色彩については、すべて認められる色彩というものではなく、素材や表面の質感、光沢の有無、使用する部位・面積等によって総合的に判断します。
- 近年、屋外広告物条例の許可が不要である屋内における広告物や、カーテンウォール等の建物内を見通せる建築物等が見受けられます。こうした場合においては、景観条例に基づく届出の際の指導・助言の対象となりますので、採用される際には景観への配慮をお願いします。

お問い合わせ先

高岡市役所 都市創造部 景観みどい課 企画係（電話）0766-20-1407

R6.4 作成